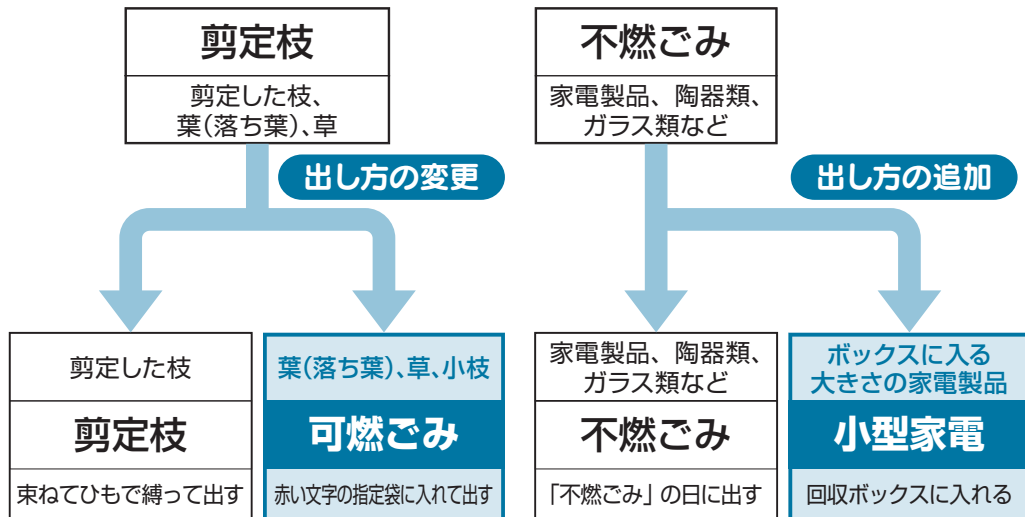


4月からごみの分別方法を

一部見直します!!

1市2町ごみ処理広域化に伴い、平成25年10月に分別方法を見直して、1年半が経とうとしていす。この間に、町民の皆さんから寄せられたご意見・ご要望などを踏まえ、4月から次のとおり、分別方法を一部見直します。



【剪定枝の見直しのポイント】

- ・葉(落ち葉)、草、縛ることができない小枝は「可燃ごみ」
- ・剪定した枝(葉付きを含む)は、今までどおり「剪定枝」
- ・剪定枝の「収集日」、「収集回数」に変更なし
- ・平成27年4月～ 試行開始(10月から本格施行)

【小型家電の見直しのポイント】

- ・町公共施設等に回収ボックスを置いて回収(出し方の追加)
- ・ボックスの間口(10cm×35cm)に入る大きさの小型家電
- ・今までどおり「不燃ごみ」としても収集
- ・環境美化センターで無料回収
- ・平成27年4月～ 試行的に回収

【剪定枝】

剪定枝については、「月2回では収集日が少ない」との要望が多く寄せられていること、「落ち葉や草には土や砂の混入が多く、資源化の妨げになっている」など

の理由から、今まで収集していた剪定枝のうち、「葉(落ち葉)」、「草」、「縛ることができない小枝」は、「可燃ごみ」として収集します。

☆「剪定した枝」は今までどおり、月2回の「剪定枝」の収集日に出してください。

【小型家電】

「葉(落ち葉)」、「草」、「縛ることができない小枝」は、週2回の「可燃ごみ」の収集日に、「赤い文字の指定袋」に入れて出してください。

携帯電話、小型ゲーム機などの小型家電に多く使われている「有用金属」の有効利用と、それらに含まれる鉛などの有害物質の適正処理を目的に、平成25年に「小型家電リサイクル法」が施行されました。1市2町ごみ処理広域化でも小型家電のリサイクルを進めていくこととなり、町では、町役場本庁舎や環境美化センターなどに回収ボックスを置いて、小型家電を試行的に回収します。

回収する小型家電は、ボックスの間口(縦約10センチメートル、横約35センチメートル)に入る大きさの小型家電製品です。

ただし、ボックスに入る大きさでも、パソコンは対象外です。※個人情報必ず消去してください。

☆小型家電は、今までどおり、月2回の「不燃ごみ」としても収集します。

問 環境美化センター
☎(72)4438

平成27年度版 ごみ収集 カレンダー 配布のお知らせ

広報おおいそ3月号の配布と合わせて「平成27年度版ごみ収集カレンダー」を配布しました。お手元に届かない方には、次の公共施設で配布しています。

- 役場本庁舎(町民課)
- 国府支所
- 環境美化センター
- ふれあい会館
- 生涯学習館
- 図書館本館
- 郷土資料館
- 福祉センター「さざれ石」
- 障害福祉センター「すばる」
- 子育て支援総合センター「めばえ」



問 環境美化センター
☎(72)4438